

事業費補助金調査票(表)

補助金名	指定文化財保存修理費補助金
------	---------------

担当課	教育部 生涯学習課					
科目・事業コード	会計	款	項	目	事業	
	01	10	05	05	25	— 06
事業名	文化財等維持管理事業					
新規・継続の別	継続					
補助・単独の別	市単					
補助の種類	事業					

R2実施計画額	0	千円
R1 予算額	50	千円
H30 決算額	2,052	千円
H29 決算額	178	千円
H28 決算額	3,700	千円
H27 決算額	8,124	千円
H26 決算額	2,064	千円

事業の趣旨・目的	文化財保護法に基づく指定若しくは登録又は千葉県文化財保護条例に基づく指定を受けた文化財で市内に存するもの、また、文化財保護法及び千葉県文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で市内に存するものうち市にとって重要なものについて、その所有者等が文化財を保存する事業を行う場合に、国及び県の指定等文化財保存事業費補助金又は指定文化財保存事業補助金を交付することにより、文化財の適正な保存及び活用を図り、もって文化財の保護の充実及び市民文化の向上に資する。	補助対象者・経費・補助率	【補助対象者】 文化財の所有者等							
開始年度	昭和 51 年度		【補助対象経費】 ・建造物及び美術工芸品の修理及び防災に要する経費 ・史跡及び名勝の保存整備に要する経費 ・史跡及び名勝の防災施設整備に要する経費 ・天然記念物の保護及び増殖に要する経費 ・有形民俗文化財の修理及び防災に要する経費 ・美術工芸品及び民俗文化財の保存整備に要する経費 ・無形民俗文化財等の用具の修理に要する経費							
根拠法令等	(市) 成田市文化財の保護に関する条例 成田市文化財の保護に関する条例施行規則 国及び県の指定等文化財保存事業補助金交付規則 (国) 文化庁文化財補助金交付規則 (県) 文化財保存事業補助金交付要綱		【補助率】 ・市指定: 補助対象経費の1/2以内の額 ・国指定: 補助対象経費の1/8以内の額 ・県指定: 補助対象経費の1/4以内の額  【国県等の補助率】 ・国指定: 国1/2以内、県1/4以内、市1/8以内 ・県指定: 県1/2以内、市1/4以内							
留意事項			【近隣自治体の補助率】 ・市指定: 佐倉市 1/2以内, 四街道市 1/2以内 八街市 1/2以内, 印西市 1/2以内 白井市 1/2以内, 酒々井町 1/2以内							
決算内訳	平成 30 年度決算額等 (単位:千円)	成果指標	成果指標: 交付件数 (単位:)							
	金額		件数	割合						
	全体事業費		5,532							
	うち市補助金		2,052	37.1%						
	うち国補助		0	0.0%						
	うち県補助		1,400	25.3%						
	自己負担	2,080	37.6%							
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>年度</th> <th>数値</th> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>1</td> </tr> </table>		年度	数値	平成30年度	2	平成29年度	1	平成28年度	1
年度	数値									
平成30年度	2									
平成29年度	1									
平成28年度	1									

事業費補助金調査票(裏)

項目		担当課確認欄	
公益性	補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する	イ. 文化・芸術・スポーツ等の推進に寄与することができる事業 に該当	
	市の総合計画に合致する	成田市総合計画の基本施策では、「成田の地域文化や伝統を学ぶ」を掲げ、行政の役割として「地域における文化活動への支援」を明記している。	
必要性	補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する	はい	本市の基本施策として「成田の地域文化や伝統を学ぶ」ことを掲げており、文化財の保存修理に要する経費へ補助を行うことは、市民ニーズに適合する。
	類似の補助事業はない	はい	
妥当性	特定財源控除後の市補助率は1/2以下である	はい	
	近隣自治体と比較した本市の補助水準	普通	
明確性	個別の規則が整備されている	はい	
	個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合	—	
	要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている	—	
	成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している	—	
有効性	補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか	はい	交付件数 H28:1件 H29:1件 H30:2件
	補助金額に見合う効果があると認められるか	はい	地域資源である指定文化財の有効活用と後世への継承を可能にする。
補助対象外経費	成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている (補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費	はい	
課題			
最終評価	維持継続		
評価者所見	指定文化財の保存修理は、所有者、管理者にとって負担となっている一方、文化財は後世に継承していくべきものであることから、行政による補助が有意義かつ効果的であり、必要である。 補助率についても適正なため、現行水準により、文化財の保存修理に係る経費に対する当該補助を継続する。		